

夕張まちづくり寄附条例施行規則

平成 19 年 3 月 29 日
規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、夕張まちづくり寄附条例(平成 19 年条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第 2 条 寄付金は、寄付申込書(様式第 1 号)により受け付けるものとする。

2 市長は、寄付の申し込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと認められる場合は、受け入れを拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金台帳等の作成)

第 3 条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第 2 号)を作成しなければならない。

2 市長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の額)

第 4 条 寄付金は、一口 5 千円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(使途選定委員会)

第 5 条 条例第 11 条に規定する使途選定委員会(以下「委員会」という。)の委員は、市内の学識経験者等から 5 名以内において、市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員会は、寄付者の意志を迅速に反映するため、必要に応じ随時開催することとし、委員長がこれを召集する。

5 寄付者が寄付金の活用を希望する個別具体の事業名又は市民団体を指定している場合には、委員会の意見を徴することなく、指名を受けた事業への活用及び市民団体に対する助成を行うことができる。

(寄付者等への公表)

第 6 条 条例第 12 条に規定する運用状況の公表は、市役所前の掲示場に掲示して行うほか、少なくとも次の方法で行うものとする。

(1) インターネットホームページへの掲載

(2) 夕張市広報紙への掲載

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月23日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年7月25日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

夕張市長 様

住所 〒 _____

お名前

電話番号

FAX

電子メールアドレス

寄 付（ふるさと納税） 申 込 書

一 金 _____ 円也 (ア+イ+ウ)

上記金額を夕張まちづくり寄附条例により夕張市に寄付（ふるさと納税）したいので、申込みをします。

1. 寄付金の活用

夕張市の地域再生、住民の福祉の増進に広く活用させていただきます。

右の欄に寄付金額をご記入ください。

_____ 円 (ア)

寄付金の使途を特定される方は下記から事業を選び、その右の欄に寄付金額をご記入ください。

